

視点

幼年時の個性教育の大切さ

島田 晴雄



今回、「私幼時報」の貴重なスペースをいただきましたので、二つばかりのエピソードを書かせていただきますと思います。

私は昨年十月に銀座のシャネルの本店で絵画の個展を開かせていただきました。これはシャネルジャパン社長のリシャール・コラス氏の強い勧めによるものでした。

私が幼年の頃、後にニューヨークで活躍された岡田謙三画伯のもとに通っており、それが一九五〇年のアメリカ国内版ライフ誌に報道されたことをコラス氏は知り、私に再び絵筆をとることを熱心に勧めたのです。半世紀以上空白があったので、当初は暗中模索で苦しみましたが、やがて火がついたように画想が生まれ、数十点を展示することができ、関係各方面から大いに反響を呼びました。

岡田画伯とのふれあいは、今でも

鮮明に覚えています。いっさい干渉することなく、自由に描かせてくれました。その態度はそれ以前に習っていた先生とは大違いでした。前の先生は、出来上がった作品に手を入れ、あれこれ講評されましたが、私は勉強になるよりも違和感を感じ、やがて辞めてしまいました。岡田先生は、そうではなく、私の個性をあくまで尊重してくださっていたのでしよう、無言のうち先生に真剣な思いがひしひしと伝わってき、私の体の中に熱い充実感がみなぎるのを感じました。

岡田先生は、画家としてもまた教育者としても天才であられたのだと思います。何よりも幼い子どもの個性を信頼し、その才能をのびのびと育てられたことは、幼児教育にとって最も大切なことだったのでした。

いかと思います。

もうひとつは、孫の水泳について。八歳の孫は悠太といい毎日元気に暮らしていますが、自分の好きなことと関心のないこととの区別がかなりはっきりしているようです。

一番好きなことは相撲で、国技館の相撲にもまた知り合いの部屋にも親と一緒によく出かけますが、場所が始まると毎日テレビでくまなく勝負を見、インターネット情報を調べてほとんど相撲博士になっています。体は小さいのですが、小学生の相撲大会に出場して上位入賞をしたこともあります。

その孫が長いこと水泳教室に通っていますが、なかなか級があがりません。つい先日、家族皆で沖繩に出かけ、私が彼にホテルのプールで水

泳を教えることになりました。泳ぎを見ていると平泳ぎは足の蹴りがなく、ほとんど前に進みませんが、クロールをやらせてみると極めて不安定ながら水を掻くことができ前に進みます。

そこで私は、前に進んだ方が子どもは喜びと達成感を持つだろうと思いい、平泳ぎはしばらく考えずにクロールに専念してやってみてはと彼を励ました。クロールは三、四回は腕で水を掻くのですが、息継ぎはできないようです。そこで息継ぎのコツを教えると、二回、三回となんとかできるようになり、だんだん回数も増えてやがてその日のうちにプールの十メートル離れた対岸に着けるようになりました。

本人はよほど嬉しかったとみえて、夕食の後も今度は室内プールで泳ぎ、とうとうひと泳ぎで二十メートルを泳ぎきることができました。本人は大変嬉しそうに二十メートルを何回も泳いだので、明日も頑張ろうとお互いに約束して寝ました。翌日は、広いプールの四十メートルをなんとか泳ぎきろうとチャレンジしました。途中で立ち泳ぎをしながら

ら、とうとう一度成功し、さらにもっとスムーズに二度ほど成功したので、皆で大いに褒めてやりました。本人は嬉しそうで沖繩の思い出を胸に東京に帰りました。

私は彼に水泳教室でおそらく二階級は上のクラスに入れるよ、と言っ

てやりました。ところが数日後、水泳教室から戻った彼は、先生は一階級も上げてくれなかったと悲しそうに

に言いました。その状況を聞いてみると、先生はクロールで息を継がず

に五回掻けるか、背泳で正しく五回掻けるか、その基準を超えないと上の級にはあげないという原則とのこ

とでした。本人が四十メートルを泳ぎきることができてもそれは先生に

無関係とのことでした。母親である私の娘はそれを聞くと非常に憤慨し、水泳教室に電話をか

けて先生方と色々話をしたようですが、何人かの先生と話した後で、「それでは悠太君に一度泳いでみてもらいましょう」と言ってくれた先生

がおり、数日後約束通り皆の見ていた前で悠太に二十五メートルを泳がせたようです。悠太が本当に二十五メートルを泳いだので、先生は皆

の前で大いに彼を褒めてくれたそうです。このエピソードは個性を尊重

大会
テーマ
次代を担う子どものために
家族の絆に心ゆたかな子

第22回PTA全国大会が盛大に開催

11月28日

グランドプリンス
ホテル赤坂

十一月二十八日、午後一時から東京・紀尾井町のグランドプリンスホテル赤坂で全日本私立幼稚園PTA連合会（森喜朗会長）の第二十二回PTA全国大会が開催されました。

「次代（あす）を担う子どものために」家族の絆に心ゆたかな子」を大会テーマに、全国各地から保護者代表、幼稚園関係者など約一千二百

人が参加しました。また、自由民主党の国会議員をはじめ文部科学省関係など約三百人のご来賓の出席をいただきました。

大会式典では、白玉圭志全日私幼P連副会長の開会のあいさつの後、森喜朗・全日本私立幼稚園PTA連合会会長（元内閣総理大臣、衆議院議員）があいさつをされ、続いて三

浦貞子全日私幼連会長があいさつされました。

来賓祝辞では渡海紀三朗文部科学大臣、町村信孝内閣官房長官、伊吹文明自由民主党幹事長、中曽根弘文幼児教育議員連盟会長からご祝辞をいただきました。

福田康夫内閣総理大臣からのメッセージは橋本聖子参議院議員が代読





渡海紀三朗・文部科学大臣、衆議院議員



町村信孝・内閣官房長官、衆議院議員、幼児教育議員連盟顧問



中曽根弘文・幼児教育議員連盟会長、参議院議員



伊吹文明・自由民主党幹事長、衆議院議員



▲森喜朗会長・全国からの参加者にご臨席いただいた国会議員、文科省の皆様にお礼を述べました



▲「すべての子どもに等しく良質な幼児教育を」と呼びかける三浦貞子全日私幼連会長



▶総理メッセージを代読する橋本聖子参議院議員



▲茂木先生のユーモアを交えたお話に聞き入る参加者の皆さん



▲記念講演：茂木健一郎先生が「子どもと脳」というテーマで講演されました

されました。
その後、新井千栄子全日私幼P連
常任委員が宣言案を読み上げ、宣言
文が採択されました。感謝状贈呈で
は、昨年度全日私幼P連の委員を務
め、今年度委員を退任された保護者

三十六人を代表して千葉県の長谷川
大さんに感謝状が贈呈されました。
川博紀全日私幼P連副会長から閉会
のことばがあり、第一部が終了しま
した。
第二部の記念講演では「子どもと
脳」をテーマに脳化学者の茂木健一
郎さんによる講演が行なわれまし

た。茂木先生の講演概要と本大会の
詳しい内容につきましては、来春発
行される「PTA連合会会報」に掲
載される予定です。
(全日本私立幼稚園PTA連合会副
会長・中田隆博)

変わる保育・変わる保育者の役割

生きる力を育てる保育

新時代の保育者のバイブル!

★事例が具体的だから読みやすい!

★Q&A形式で理解しやすい!

★さらに詳しい情報も満載!

【いのち・かかわり・まなび】
3冊セット・ケース入り
A5判・各巻92ページ
定価2,900円(税込み)
柴崎正行・青木久子・
岩崎婉子・平山許江共著

世界文化社 〒102-8187 東京都千代田区九段北 4-2-29 ☎03-3262-5128 (営業部)

幼児教育予算の確保に関する決議を採択

十一月十三日午後二時から、東京

永田町の自民党本部で幼児教育議員連盟（会長・中曽根弘文参議院議員）の総会が開かれ、国会議員約四十人が出席し幼児教育関係予算等についての検討が行なわれました。文部科学省からは、金森越哉初等中等教育局長、磯田文雄高等教育局私学部長、布村幸彦大臣官房審議官、田河慶太幼児教育課長らが出席。全日私幼連からは、三浦貞子会長をはじめ副会長、専務理事、委員会委員長らが出席しました。

中曽根会長のあいさつ、三浦貞子会長のあいさつに続いて、文部科学省から予算関連等の説明が行なわれた後、全日私幼連に対するヒアリングが行なわれました。ヒアリングでは、藤本明弘全日私幼連政策委員長、田中雅道全日私幼研究機構副理事長が、平成二十年の幼児教育関係予算の充実及び幼児教育の無償化の

実現について要望を行ないました。

その後、質疑応答・意見交換が行なわれ、出席された国会議員からは「無償化をどのように進めるかを具体的に検討する時期にきている」「無償化と義務化を同一視することは避けるべき」「私立幼稚園と公立幼稚園の保育料や教員給与の格差を解消するべき」「学校教育法等が改正されたことを踏まえて、無償化の具体的な姿をアピールしていく時期にきた」等の意見が出されました。これらの議論を受けて、幼児教育

議員連盟は、「幼児教育予算の確保に関する決議」を採択し、幼児教育関係予算等について、財務省へ申し入れを行なっていくことを確認しました。決議文は別掲の通りです。

山谷首相補佐官へ要望

全日私幼連

十二月五日、全日私幼連理事会終

了後、三浦貞子会長ら全日私幼連執行部が、山谷えり子内閣総理大臣補佐官（教育再生担当、参議院議員）へ要望を行ないました。要望内容は、次のとおりです。

●教育再生会議における「幼児教育について」の論点とりまとめにあたり、次のとおり要望いたします。

- ①幼保一元化と無償化は、両者は分けて考えて議論をしていただきたい。
- ②幼児教育の無償化については、歳入改革にあわせて具体的な検討が必要とされているが、段階的にも実施すべきであり、実施までの間は、就園奨励費補助の拡充など保護者負担の軽減を進めていただきたい。
- ③幼保一元化の問題については、関係者の意見を踏まえ、慎重な議論が必要と考えられる。

中教審・教育課程の審議まとまる

十一月七日、中央教育審議会の初等中等教育分科会・教育課程部会合同会議が東京都内で開催され、教育

ニュースのひろば

課程にかかる審議のとりまとめが行なわれました。

幼稚園教育要領に関する内容では、発達の学びの連続性を踏まえた幼稚園教育の充実として、幼小の円滑な接続、子どもや社会の変化への対応が盛り込まれ、幼稚園生活と家庭生活の連続性を踏まえた幼稚園教育の充実や子育ての支援と預かり保育の充実も盛り込まれました。

今後、この審議のまとめを元に、幼稚園教育要領の具体的な改訂作業が進められていく予定です。関連資料は二十五ページの文部科学省だよりに掲載されておりますので、あわせてご覧ください。

全日私幼連が意見発表

中教審

十一月二十九日、文部科学省の中央教育審議会教育課程部会が開かれ、幼稚園教育要領についての全日私幼連に対するヒアリングが行なわれました。全日私幼連からは、東重満全日私幼連教育研究副委員長が出席して幼稚園教育要領に対する意見

幼児教育予算の確保に関する決議

幼児教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要な意義を有する。我が党では、幼児教育の重要性を踏まえ、幼児教育の無償化を目指してきたところである。

昨年末に改正された教育基本法において、新たに幼児期の教育の振興が規定されたところである。また、政府においても、「骨太の方針二〇〇七」の中で、「幼児教育の将来の無償化について歳入改革にあわせて財源、制度等の問題を総合的に検討しつつ、当面、就学前教育についての保護者負担の軽減策を充実するなど幼児教育の振興を図る」とされている。

このため、国家戦略として次の事項について特段の配慮を求める。

一、幼児教育の機会均等を実質的に保障し、国民が安心して子どもを育てていくことができるよう、幼児教育の保護者負担の軽減策の抜本的充実の見地から、幼児教育の無償化を目指すこと。

一、平成二十年度幼児教育関係予算を拡充すること。特に、幼稚園就園奨励費補助金及び私立高等学校等経常費助成費補助金について充実を図ること。

幼児教育議員連盟の総意に基づき、右決議する。

平成十九年十一月十三日

幼児教育議員連盟
会長 中曽根弘文

を発表しました。意見発表に続いて行なわれた質疑応答では、幼稚園の現状や幼稚園教育要領についての活発な質問がありました。今後、同委員会では、学習指導要領の全体の見直しについての審議をさらに重ねる予定です。全日私幼連の意見書は六ページに掲載しました。

設置者・園長全国研修大会

名古屋

十一月十九日・二十日、愛知県名古屋市のザ・ウエスティンナゴヤキヤッスルにおいて、第二十三回設置者・園長全国研修大会が開催され、全国から五百三十人の先生方が参加しました。開会式では、吉田敬岳愛知県私立幼稚園連盟会長の歓迎のあいさつに続いて、渡海紀三朗文部科学大臣（代読・田河慶太幼児教育課長）、神田真秋愛知県知事、松原武久名古屋市長よりご祝辞をいただきました。また、前年度ご協力いただいた沖縄県私立幼稚園連合会へ感謝状が贈呈されました。

▼大会テーマ／明日にむけて私立幼稚園の振興を考える▼記念講演「日本の子どもたち、世界の子どもたち

ち」講師・進藤奈邦子・世界保健機関(WHO)本部グローバルインフルエンザプログラムメデイカルオフィサー▼行政報告「私立幼稚園の現状と課題」講師・田河慶太・文部科学省幼児教育課長▼研究講座／五講座

全審連総会開かれる

水戸

十月十八・十九日の両日、茨城県水戸市において、全国私立学校審議会連合会の第六十二回総会が開催され、全国から私立の幼稚園、小学校、中学校、高校、専修各種学校関係者と都道府県私学行政担当者ら約二百人が出席しました。幼稚園関連の課題を扱う第二専門部会の審議のとりまとめは次のとおりです。

●第二専門部会とりまとめ

【第二専門部会議題】

◎認定こども園の認定状況及び対応策等について

認定こども園の認定状況、独自の補助制度の有無、今後の認定見込み数等について、事前の調査資料とあわせて、各都道府県から現在の状況を聴取した。また、各都道府県における認定こども園にかかる懸案事項

平成 19 年 11 月 22 日

中央教育審議会初等中等教育分科会教育課程部会における意見

全日本私立幼稚園連合会

先般、幼稚園教育要領の改訂に向けて取りまとめられました「教育課程部会におけるこれまでの審議について」につきまして、本連合会として下記の通り意見を提出いたします。

○発達や学びの連続性を踏まえた幼稚園教育の充実に関連して

小学校との円滑な接続の重要性を踏まえながらも、幼児期の教育の特性に十分な配慮がなされることの重要性を強調していただきたい。

幼児は、さまざまな環境を通して心情や意欲を充実させ遊びを豊かなものに行っている。このような体験が、教師の指導や援助、集団の相互性によって連なり重層化することで、発達や学びを支える基盤となると考えられる。その学びから、小学校では学習指導要領に基づく教育を系統的に施し、教授学習形式でためられることから、教育の方法論が異なることを明記したい。

また協同する経験や規範意識の芽生えについても、行動から幼児の姿を断片的に評価するのではなく、そこに至るまでの経過をいねいにたどるような教師の姿勢が大切であると考えます。

○幼稚園の生活と家庭などでの生活の連続性に関連して

改善の基本方針等で示されているように、子どもの育ちを支える環境が大きく変容する中においては、幼稚園においても幼児の生活全体を把握した上で園における生活を組み立て、計画的に活動を組織する必要性が高まっている。特に家庭での生活が過去に比して多様になる中、預かり保育なども大きな課題となっており、幼稚園に求められる役割が大きく変化していると言う認識に立ち、幼稚園教育を再構築する視点が欠かせない。

○特別支援教育に関連して

特別支援教育における諸機関との連携が不可欠である。日本において、専門機関が不足する中で、適切な指導助言も得ることができにくく、幼稚園現場も保護者もとまどいの中での生活を余儀なくされている。他学校種や諸機関との連携と支援体制の整備、預かり保育の充実や子育て支援をはじめとした幼児教育センターの機能の支援体制を充実させ、教師の質の向上に資する基盤整備の必要性を強調していただきたい。

以上

等についても意見交換を行なった。
意見としては、行政として十人程度の保育所を認可することについての問題、認定こども園の認定を受けるとメリットの問題、認定申請の手続きの問題、取り組みに対する地域差の問題などが挙げられた。

◎幼稚園の設置認可に当たつての私立学校審議会の考え方について
議題提案にかかる事例等の報告を受けて、規制緩和の流れの中における私立学校審議会としての認可のあり方について意見交換を行なった。意見交換では、全体として規制緩

和という流れがある中で、認可について基準を定めることに合理的な理由がなくなってきた部分があるのではないかと、教育を享受する側の自由度からすると不満が残ると思われとの意見が出されたが、学校には安定性・継続性が求められると

もに、公的な補助金を受けて運営していることから、企業的なフリーな競争は学校にはなじまないとする意見も出された。

【各専門部会共通議題】

◎学校法人が設置する認可保育所に取得した土地・建物の所有権取得登記に係る登録免許税の扱いについて

登録免許税の扱いについて、事前の調査資料とあわせて協議を行なった。第二専門部会では、学校法人が設置する認定こども園以外の認可保育所についても登録免許税が非課税とならなければ、類似の事業を行なっている社会福祉法人が設置する幼稚園、認定こども園とのバランスを欠くことになるとの意見があった。

◎私立学校の所管が知事部局から教育委員会に移行する可能性について

事前の調査資料とあわせて、各都道府県から意見を聴取したところ、知事部局における所管の状況、教育委員会における所管の状況が報告された。第二専門部会としては、私立学校の自主性が損なわれることのないような取り組みが大切なことは不変であるとの認識を共通にした。

平成19年度上半期会務運営状況^なと報告

十一月十四日、東京・私学会館において全日私幼連の常任理事会が開催され、二十四人が出席しました。議長には香川敬副会長、議事録署名人には海山静子常任理事、上原雅明常任理事が選任されました。

十一月十四日、東京・私学会館に
監事から資料をもとに、平成十九年
度中間監査報告について説明・報告
がありました。

○審議事項一…JK保険・保険内容改定の件／総務委員会から資料をもとに、JK保険・保険内容及び保険料の改定について説明・提案があり、提案どおり議決されました。

○審議事項一…JK保険・保険内容
改定の件／総務委員会から資料をも
とに、JK保険・保険内容及び保険
料の改定について説明・提案があ
り、提案どおり議決されました。

○報告事項二…平成十九年度中間監査報告について／総務委員会および

○報告事項三…全日私幼連・特別会
計の件／総務委員会から、全日私幼
連の特別会計および特別会費にかか
る現状と問題点の説明がありまし

鹿屋幼稚園)が十一月二十二日に
逝去されました。享年八十歳。

美勝村 先生が逝去



全日本私立幼稚園連合会元副会
長の今村勝美先生(鹿児島・第一

今村先生は平成六年度から平成
七年度まで全日私幼連副会長を務
められました。告別式は十一月二
十四日(土)に執り行なわれまし
た。喪主は今村美代子夫人。

た。

○審議事項二…(財)全日私幼研究機構「保育者資質向上ハンドブック」出版の件／田中雅道(財)全日私幼研究機構副理事長から資料をもとに、「保育者資質向上ハンドブック」を出版したい旨や掲載内容等について説明・提案があり、提案どおり賛成多数で議決されました。

○審議事項三…(財)全日私幼研究機構「家庭・地域における教育力の向上支援事業(第二期)」実施の件／奥先楓(財)全日私幼研究機構副理事長から資料をもとに、事業実施の説明・提案があり、提案どおり賛成多数で議決されました。

○報告事項四…自民党・幼児教育小委員会(十月三十一日)および幼児教育議員連盟総会(十一月十三日)について／藤本明弘政策委員長および北條泰雅常任理事から、両会議に

ついで説明・報告がありました。
○報告事項五…今後の委員会開催予定／関口次雄総務委員長から今後の委員会開催予定が報告されました。
○その他一…(財)全日私幼研究機構・平成十九年度収支計算書について／富永栄一専務理事から資料をもとに、(財)全日私幼研究機構・平成十九年度上半期収支計算書について説明・報告があり、常任理事会として確認しました。

○その他二…学校評価に係る学校教育法施行規則等の一部を改正する省令(通知)について／田中雅道(財)全日私幼研究機構副理事長から資料をもとに、説明・報告がありました。

○その他三…幼稚園教育要領改訂のポイント／田中雅道(財)全日私幼研究機構副理事長から資料をもとに、説明・報告がありました。

○その他四…中央教育審議会教員養成部会(第五十一回)報告について／田中雅道(財)全日私幼研究機構副理事長から資料をもとに、説明・報告がありました。

(総務委員長・関口次雄)

幼稚園教育要領の改善の方向性〔上〕

無藤 隆

中央教育審議会初等中等教育分科会教育課程部会
幼稚園教育専門部会主査、白梅学園大学教授

柴崎正行

中央教育審議会初等中等教育分科会教育課程部会
幼稚園教育専門部会主査代理、大妻女子大学教授

田河慶太

文部科学省初等中等教育局幼児教育課長

去る十一月七日、東京丸の内の文部科学省で文科省幼児教育課主催による幼稚園教育要領についての座談会が開催されました。中央教育審議会教育課程部会において、幼稚園教育要領の改善の方向性が示されたことから、その趣旨等について、田河文科省幼児教育課長が、教育課程部会幼稚園教育専門部会の無藤主査、柴崎主査代理からお話を伺いましたのでその概要を三回にわたってお知らせいたします。

田河 本日は、お忙しいところありがとうございます。

たいと思います。

十一月七日に、中央教育審議会教育課程部会においても、「教育課程部会におけるこれまでの審議のまとめ」がとりまとめられ、非常にホットな時期に、中教審教育課程部会幼稚園教育専門部会の主査である無藤先生、同主査代理である柴崎先生から、お話をうかがえることは意義深いことだと思えます。「審議のまとめ」には幼稚園教育に関する記述がありますが、これを読んだだけではわかりにくいのではないかと思います。ここでは、幼稚園教育専門部会での議論をご紹介いただきながら、「審議のまとめ」の背景や具体的に想定される事例などをお話いただき

中教審では、平成十七年一月二十

八日に「子どもを取り巻く環境の變化を踏まえた今後の幼児教育の在り方について」を答申しました。幼稚園教育専門部会でもこの答申を踏まえた議論がなされたようですが、どうだったのでしょうか。

無藤 中教審から幼児教育について答申がされるということは、かなり画期的なことだと思います。この答申を踏まえて、幼稚園教育専門部会でも議論してきました。特に、幼稚園側だけでなく小学校側だけで一方的に幼児をとらえるのではなく、幼児の「発達や学び」の観点から、幼稚園等に入る前の家庭や地域社会での生活を通じた発達から、幼稚園等での教育を通

じた学び、小学校以上への学習へと「発達や学びの連続性」を確保していく考えを明確にしたことは有益だったと思います。それとともに、幼児の「日々の生活」の観点から、幼稚園等での生活と家庭や地域社会での「生活の連続性」を確保していく考えも明確にしています。

また、今回、改正された教育基本法と学校教育法でも「連続性」の趣旨が生かされていると思いますし、幼児期の教育の重要性がしっかりと位置づけられました。例えば、教育基本法では「幼児期の教育」が新設されましたし、学校教育法では、幼稚園が学校教育の最初に位置づけられたり、義務教育及びその後の教育の基盤であることが明確化されています。幼稚園教育専門部会では、これらの流れとともに、現在の幼児の姿、幼稚園に対する保護者や地域住民の期待なども踏まえて議論してき

ました。おそらく議論している委員の方々に共通していたのは、幼児の健全な成長を促すため幼稚園が果たすべき役割は何かという、幼児への熱い思いではないでしょうか。

田河 平成十七年の幼児教育に関する中教審答申では、近年の子どもの育ちの変化にどう対応していくのかということが論点としてあがっていました。また、このことは、教育基本法や学校教育法の改正の背景にもあると感じます。柴崎先生は、子どもの変化、あるいは幼稚園の現場の変化についてはどのようにお考えでしょうか。

柴崎 まず、子どもたちの変化についてですが、例えば、生活習慣の面では、以前は幼稚園に入ってくる三歳児は大体おむつがとれていましたが、今はおむつがとれないまま幼稚園に入ってくる子が多くなっています。また、三歳から四歳ぐらいで友

だち関係がうまく成立していることが多かったのですが、今はなかなかうまくいかない子もいるようです。

次に、言葉については、以前であれば、年長児になれば、先生の話を聞けるようになっていましたが、今はなかなか落ち着いて先生の話が聞けない子どももいるようです。このような変化を幼稚園現場でも、感じていると思いますが、このようなことが、小学校にうまく適応できない要因の一つとして考えられているのではないのでしょうか。子どもたちの変化をしっかり受け止めて、幼児期では何を大事にすべきかということと真剣にとらえなければいけない時代だという気がします。

平成十年改訂の幼稚園教育要領には、幼稚園が地域の幼児教育のセンターとして子育ての支援の役割を果たすよう努めることが大事であるとされました。それを受けて幼稚園現場では試行錯誤しつつ、その役割を果たすためさまざまなことに取り組んでいます。幼稚園に対する地域の期待は大きく、今、幼稚園が行う子育ての支援とは何か、何が大事なのか、どういう意味を持つのかとい

うことが問われていると思います。

田河 先ほど無藤先生から、幼児期の教育の重要性の明確化という観点から、平成十七年の幼児教育に関する中教審の答申、教育基本法及び学校教育法の改正、そして幼稚園教育要領の改訂につながっているとのご意見をいただきました。学校教育法の改正などを受け、幼稚園教育専門部会ではどのような議論がなされたのでしょうか。

無藤 学校教育法の改正では、幼稚園の位置づけが明確になり、幼稚園は小学校教育以降の教育の基礎であり、義務教育等につながるということとがはっきり出されました。このことを受け、幼稚園教育要領をどのように改善するかということになります。また、学校教育法の改正に当たっては、幼児期の特性に応じた教育をするというポイントは変わっていません。ですから、幼児教育らしさや幼稚園らしさは今後も維持することになります。学校教育法の改正



無藤隆氏

部分のみを見る
と、幼稚園教育は
今後どうなるの
か、特に、幼稚園

で小学校教育の前倒しが実施されるのではないかと心配される方もいらっしゃるかもしれません。しかし、改正後の学校教育法を見ると、例えば、幼児の健全な成長のために「適当な環境を与えて、その心身の発達を助長する」という箇所は改正されていませんし、従来からの幼稚園教育の理念をしっかりと維持しています。

次に、学校教育法第二十三条の目標の改正ですが、これは、教育基本法の改正やこれまで現場で行われてきた幼稚園教育の成果も生かしながら、幼児を取り巻く環境の変化や幼児教育の進展を反映した改正がされています。この改正により、幼稚園教育の重要性、特に幼稚園はどういう目的の教育施設なのかということが一層明確になったのではないのでしょうか。幼稚園教育要領は、学校教育法の目的・目標を実現するための具体的な方法であると考えられます。ですから、幼稚園教育専門部会では、改正された学校教育法の理念を、幼稚園教育要領で具体的にどう実現するのかという視点からも議論されました。一方、従来からの幼稚園

園教育の理念は、幼児期の特性を踏まえたすばらしいものであり、幼児の健全な成長のために維持していくことが適切であるということが、委員の総意でした。

田河 無藤先生から、幼稚園教育の理念は今回の改訂の議論でもしっかりと維持されているとお話がありましたが、幼稚園教育は、見えない教育と言われたりすることもあると聞いています。保護者や地域の方が幼稚園を見ると、教師も一緒に遊んで子どもたちと遊んでいるので、幼稚園では子どもたちを遊ばせているだけではないかとの誤解を受けることもあります。しかし、教師は子どもたちと単に遊んでいるわけではなく、遊びこそが、幼児期の特性を踏まえた重要な教育だと理解しています。

幼稚園教育では幼児の主体性の育成を大切にしています。そのため、教師主導の指示や命令による一方的なかかわりではなく、幼児が自ら活動できるように教師が援助するという教育方法をとっています。周りから見ると、教師は子どもと一緒に遊んでいるだけに見えるかもしれませんが

んが、教師は幼児一人一人が発達に必要な体験が得られるように配慮しながら、幼児が安心して周りの友だちとかかわることができ、人とかかわる力が育つようにしています。その他、幼児が偏りなく多様な活動ができるように事前に遊具を準備したり、幼児がいろいろなことに興味や関心がもてるように幼児に声をかけたりもしています。こうした教師の力に支えられながら、幼児は主体性を発揮できるようになるとともに、調和のとれた発達をしていきます。

また、幼児期に思いきり遊ぶことで、その後の学びが豊かになるといわれており、幼稚園では遊びを通して教育を行っています。幼稚園の「遊び」と小学校の「国語」や「算数」などは、一見何のつながりもないように見えるかもしれませんが、しかし、子どもは幼稚園でさまざまな遊びを通して、言葉が豊かになったり、自然の美しさや不思議さに気付いたりすることで、義務教育及びその後の教育の基盤をつくっていると思います。そうしたことは教育関係者だけでなく、広く国民の方にも理解していただきたいと思います。

○発達や学びの連続性を踏まえた幼稚園教育の充実と幼小の円滑な接続

田河 「審議のまとめ」の具体的な内容に移りたいと思います。発達や学びの連続性という点からは、幼稚園と小学校の円滑な接続が論点になります。そのことに関連する事項として、「幼稚園教育は、幼児の健全な成長のために適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的として、幼児期の特性を踏まえ、環境を通して行うものである。」

この幼稚園教育の基本に基づいて展開される幼稚園生活により、義務教育及びその後の教育の基礎が培われることを明確にする」についてはどのようにお考えでしょうか。

無藤 これは学校教育法第二十二条の目的の改正、つまり「幼稚園は、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものであること」が明確にされたことを受けたものですが、これは幼稚園において小学校教育の前倒しということではありません。先ほども申しましたが、従来からの幼稚園教育の理念は維持されます。ここでは幼児期の特性を踏まえた幼稚園教育をしっかりと行うことにより、義務教育及びその後の教育の基礎が培

務教育及びその後の教育の基礎が培われることを明確に示しました。

田河 学校教育法第二十二条の目的の改正は、小学校教育の先取りをするものではなく、幼稚園教育の充実がその後の教育にしっかりとつながるとのお話でした。また、学校教育法について、改正箇所だけを見ると心配になってしまいう方もいらっしゃるかもしれませんが、改正されていない箇所も含めて全体をご覧いただくと、そのような心配はなくなるのではないのでしょうか。例えば、幼稚園教育の目的の規定は、小学校や中学校の目的の規定とは異なります。「幼児を保育し」「幼児の健全な成長のために適当な環境を与えて」「心身の発達を助長する」「環境を通じた教育」など、幼児期の特性や幼稚園教育の独自性を踏まえたものとなっています。

「小学校での学習や生活への適応の課題を含め、小学校教育との円滑な接続を図り、幼稚園における教育の成果が小学校につながっていくことが大切であることから、教師が意見交換などを通じて幼児と児童の実態や指導の在り方について相互理解

を深めたり、幼児と児童が交流するなど、小学校との連携や交流を図る」についてはいかがでしょうか。柴崎 幼児期の特性に応じた教育と小学校教育の内容との連続性はなかなか難しい点もあります。しかし、幼児期では、日々の生活の中でさまざまな体験を積み重ね、それが小学校以降、徐々に言葉によって概念化され、共有化されていくという発達の連続性があります。発達の連続性を考える際に大切なことは、幼稚園と小学校の教員が、互いの教育内容や指導方法の違いや連続性を相互によく理解し合うことです。今回はそのことがはっきりと打ち出されたという気がします。

幼稚園の先生は、幼稚園生活とのつながりという視点から、小学校で授業や学校生活を通してどのように学んでいくのか知ること、小学校の先生は、子どもたちが幼児期をどのように過ごしているのか知ることが大切です。そのことにより、例えば、小学校では、幼児期の経験を考慮した授業を展開したり、子どもたちはこういう体験があるから授業でこういうふう学んでいけるとい



柴崎正行氏

ように、子どもたちの学びに見通しを持つことができようになり、人間関係の深まりに沿って、幼児同士が共通の目的を生み出す」というところが、例えば、小学校では算数の時間なら先生が算数しましょうと

します。教員の相互理解により、幼稚園教育と小学校教育の円滑な接続が図られ、発達と学びの連続性が確保されるのだと思います。

また、幼児と児童の交流も大切です。幼児と児童が交流することにより、幼児は小学校のお兄さんやお姉さんに憧れ、児童は自分の幼稚園時代を思い出しながら、年下の幼児と接することで、思いやりの心が育まれていくのです。こうした点は、指導計画の中に盛り込んでいく必要があると考えています。

田河 「集団生活の中で自発性や主体性を育てるとともに、人間関係の深まりに沿って、幼児同士が共通の目的を生み出し、協力し、工夫して実現していくという協同する経験を重ねる」についてはどのようにお考えでしょうか。

無藤 この項目は、平成十七年一月の中教審の答申で、幼稚園教育と小学校教育の接続の観点から、「協同的な学び」が大事であると述べられ

たことを受けていると思います。

今回、特に意識している点があります。それは「集団生活の中で自発性や主体性を育てるとともに、人間関係の深まりに沿って、幼児同士が共通の目的を生み出す」というところが、例えば、小学校では算数の時間なら先生が算数しましょうと自ら何をしたいかを見つけていくことを大事にしています。そこから子ども同士がかかわり合っていて、みんなでやってみることに発展していくという流れです。

つまり、幼児の自発性や主体性を大切にしながら、教師が一方的に目的を与えるのではなく、幼児と一緒に活動する中で幼児自らが目的をみいだすということです。また「審議のまとめ」では、「育てる」「人間関係の深まりに沿って」「経験を重ねる」という言い方をしています。これは、いきなりこういうことが成り立つわけではなく、さまざまな経験を重ねる中で培われていくことを指しています。さまざまな幼稚園を見

ているのは、おそらく年長ぐらいだ

と思います。しかし、年少の段階から、発達段階に応じた活動を少しづつ取り入れ、年長につながっていくとよいと思います。

先ほどの幼・小連携においても、こういうことは非常に大事になると思います。小学校の授業は学級単位ですが、そこはまさに、友だち同士が協力しながら先生の指導のもとで学ぶ場なのです。幼稚園で協同する経験を重ねることが、幼稚園教育と小学校教育の円滑な接続につながっていくのだと思います。単に個別の算数とか国語という教科学習との接続という視点ではなく、もっと大きな視点からとらえています。「協同する経験を重ねること」については、私は、幼稚園教育の改善の中でも非常に大きな意味を持つ項目だと思っています。この改善の内容は、幼児と一緒に遊び、その遊びの中で何かを目指して協力し、工夫しようというものであり、人とかかわり

をより発展的にとらえたものとして、領域「人間関係」とかかわりが深いと思っています。

田河 「集団生活を通して、幼児が人とかわりを深め、規範意識の芽

生えを培うことが大切である。このため、幼児と教師の信頼関係を基盤に、自分の思いを主張し合い、受け入れられたい、受け入れられなかつたりする体験を重ねながら、友だちと共に生活するためには、きまりが必要であることに気付くようにする」についてはどのようにお考えでしょうか。これも幼稚園教育専門部会でいろいろ議論があったところだ

と思います。非常に大事なことを幼児期や幼稚園教育を踏まえ、ていねいに表現されている感じがしますが、どのようにお考えでしょうか。

柴崎 多分、幼稚園現場の先生方は、この「規範意識の芽生え」ということを、どう理解したらいいのか迷われるのではないのでしょうか。おとなになって社会生活を営んでいく上では、当然いろいろなきまりがあります。ですから、きまりはおとなにとってはごく当たり前のもののように感じますが、初めて集団の生活を体験する幼児にとっては、必ずしもそうではありません。幼稚園という集団の生活を通じて、次第に規範意識の芽生えが育っていきます。

幼児が、きまりを守る背景には、

財団法人全日本私立幼稚園幼児教育研究機構

友だちと楽しく遊びを続けたいという思いがあります。そのことを踏まえた援助が必要です。その際、注意

しななければならぬのは、教師が幼児に対して、「このきまりを守りなさい」と一方的に言うのではなく、

幼児同士がお互いの思いを主張して自分たちで約束やルールを作り、それを守らないと友だちに受け入れら

れない体験などを通して、幼児自らがきまりの必要性に気付くように、教師が援助することです。(つづく)

●教員免許更新制度の概要

十年ごとに免許更新講習を受講

(財)全日私幼研究機構の講習への参画も視野に

田中 雅道 (財)全日私幼研究機構副理事長

平成十九年十月五日に開催されました中央教育審議会教員養成部会において教員免許更新制の運用についての検討経過(案)が提示され、教員免許更新制の概要が検討されました。これで最終決定ではありませんが、概ね提示された案でこれから進んでいくものと考えられます。

なうためには、期間内に免許状更新講習の課程を修了することが必要となりました。

平成二十三年三月に開催される更新講習を受けなければならない人は、平成二十三年三月三十一日において満三十五歳(昭和五十年四月二日、昭和五十一年四月一日生まれ)、満四十五歳、満五十五歳である人です。

と考えられると例示されました。全日私幼連が財団を設立したことが評価され、私立幼稚園としての教員免許更新制の提案が認められたものと考えます。これから具体化するにあたってはまだまだ解決しなければならぬ課題が山積しています。が、幼稚園教員の資質向上に寄与できるように取り組んでいきたいと考えています。

一、新規に教員になる者と現在すでに教員免許を持っている者の区別

②すでに教員免許を持っている者
制度導入以前に取得された免許状(旧免許状という)については、基本的に生涯にわたって免許が失効するのではないが、教育の現場に立つ者には十年ごとの免許更新講習を受講することが必要であるとされています。

二、教員免許講習の開設者
免許状更新講習を開設できる者は、①大学②指定教員養成機関③都道府県教育委員会④政令指定都市教育委員会⑤文部科学省⑥文部科学大臣が指定する独立行政法人⑦文部科学大臣が所管する民法第三十四条の法人で文部科学大臣が認める者(例

三、講習の内容
講習時間は三十時間が予定されています。そのうち十二時間は「教育の最新事情に関する事項」、十八時間は「学校種・教科種等に応じた内容」となります。

①新規に教員になる者
教育職員免許法等が改正され、平成二十一年度より教員免許更新制が導入されることになり、制度導入後に授与される免許状(新免許状という)に十年の有効期限を定めることとし、免許状の有効期限の更新を行う

現職教員に対しては、何年に免許を取得したかについては関係なく、満三十五歳、満四十五歳、満五十五歳になった時点で更新講習を受講することになりました。

具体的には平成二十一年四月から

国学校業養士協議会)が適当である

具体的には平成二十一年四月から

国学校業養士協議会)が適当である

国学校業養士協議会)が適当である

国学校業養士協議会)が適当である

財全日本私立幼稚園幼児教育研究機構

子育て支援ポスターを全国へ配布

遊びの天才、学びの天才 子どもって素晴らしい！

佐藤弘道さんの第2弾ポスターを製作

キャンペーン期間：平成20年1月10日～11月10日

財全日私幼研究機構では文部科学省の後援をいただいて「家庭・地域における教育力の向上支援事業（家庭・地域の教育力向上キャンペーン）」を展開しています。今年度は、キャンペーン期間を三月十五日から十月十五日までと定め、家庭や地域の教育力の再生・向上に寄与することを目的に、幼児のいる家庭や幼稚園・地域社会へ広く働きかけを行いました。



三月下旬には全国へキャンペーン用のポスター「元氣！ 勇氣！ やる気！ 子どもって素晴らしい」を配布して、七月には東京・私学会館で保護者の皆様等を対象に「子育て支援フォーラム」を開催しました。

これらの活動は、幼児期の子どもを持つ保護者はもとより、国民全体に「子どもというのは素晴らしい存在であること」「子どもは日本の宝物であること」「子どもを大切に育てよう」「子育ては大変だけれど楽しく意義深いもの」「家庭や地域社会・幼稚園のみならず力を合わせて子どもを育てよう」という意識と気運が高まることの一助になればとの

願いから実施しました。

このたび第二弾のキャンペーン用のポスターができあがり、全国の私立幼稚園及び私幼団体等へ配布いたします。第二期のキャンペーン期間は平成二十年一月十日から十一月十日までとし、家庭や地域における教育力向上支援を主たる目的とする事は変わりありませんが、今回は主題を「遊びの天才 学びの天才 子どもって素晴らしい！」「幼稚園は子どもがはじめて出会う学びの場です」としました。

に、親にとって親としてのはじめの学びの場になっていかなければならないとの願いからです。

家庭の中で子どもを育てることを通して、親は子どもから様々なことを学んで親になっていくものですが、幼稚園という場においても、他の幼児や他の親の様子を見、親同士話し合ったり、悩みを打ち明け合ったり、園長や教諭など子どもや子育てについて語り合うことは、親にとってはとても大きな学びの体験となるにちがありません。

これは、六十年ぶりに改正された教育基本法や学校教育法により、幼児期の教育の重要性や家庭教育の支援に関する事項が新設されると同時に学校種の規定順序が見直され、幼稚園が先頭に位置づけられましたので、まずこのことを社会に広くアピールしたいという思いからです。また、家庭の教育力を向上させるために幼稚園が幼児の教育と同時

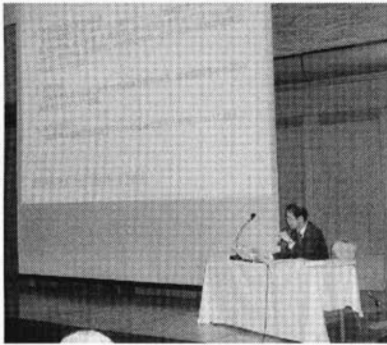
このように遊びと学びの天才である子どもたちにとって、幼稚園が学校教育の第一段階としてかけがえのない素晴らしい場となると同時に、親にとっても貴重な学びの場となるように私たちは今まで以上に力を合わせて努力していきたいものです。各園におかれましても以上の主旨をご理解の上ポスターをご利用いただきたくお願い申し上げます。

（調査広報委員長・前田邦光）

全日私幼連 第21回地方自治体対策協議会

講演 「私立幼稚園を取り巻く現状と課題」

講師 田河 慶太 文部科学省初等中等教育局幼児教育課長

幼稚園教育要領改訂では
幼小連携、協同の経験がポイント

現在、中教審で幼稚園教育要領の改訂について検討を行なっています。主な論点を紹介すると、発達や学びの連続性という論点、生活の連続性という論点、子育て支援や預かり保育という論点があります。

まず発達や学びの連続性という論点については、いくつかのことが議論されていますが、幼稚園教育と小学校教育との円滑な接続、幼小の連携をどのように図っていくのかという議論が進められています。そのためには先生が相互に、幼稚園の先生は小学校の教育の指導方法を、小学

校の先生も幼稚園教育の指導方法の特性などを、それぞれを学んでいただきたいと思います。

また、社会の変化の中で子どもが一つの目標に向かって協同するという経験をしっかりと学びさせる、それがその後の基礎をつくることにもなるのではないかと、あるいは規範意識の芽生えという点に関しても、決まりが大切だと上から単に教え込むよりも、子ども同士が、場合によってはけんかしながら、集団で楽しくあそんでいくためにはルールというものが必要で、そういうことを学ばせるように教師が援助していくことが大事ではないかというようなことも言われています。

また「体験と言葉の重視など、子どもや社会の変化に対応した」ということがあります。幼稚園の教育は体験を通じた教育だと言われますが、単にさまざまな体験がばらばらに行なわれているだけで本当に子どもの心に残るものになるのか、そこをうまく、それぞれの体験の関連をどのように作っていくのかという議論もあります。また、言葉の重視については、伝え合い、コミュニケーション

シヨンの重視が言われていています。その他、体を十分に動かしていくことや、食育ということも言われています。

幼稚園の教育を
保護者に理解してもらう

次の論点である幼稚園での生活と家庭などでの生活の連続性という観点から言うと、まず基本的な生活習慣を家庭と連携しながらどう身に付けさせるのかという議論が行なわれています。また、幼稚園の教育内容を保護者の方にも十分理解していただく、もっと言えば、幼稚園で行なっているのはどういう狙いがあるか、そういうことが保護者にも理解されてこそ幼稚園教育というものに本當にうまくいくのではないかと議論もございいます。泥んこあそびにしても、それはそれなりの意味があるわけで、それが本當に理解されない、単に服が汚れるだけだと思われてしまうわけです。

次の論点である子育て支援とも絡むのかもしれませんが、幼稚園での教育を理解することによって、親自

身もまた子育ての仕方を学ぶという側面があると思います。この子育ての支援は、幼稚園で行なう子育ての支援、保育所で行なう子育ての支援、それぞれあると思いますが、アンケートなどを見ると、共働きの世帯よりも、専業主婦として家にいる方のほうが、悩みが多いという指摘もあります。日中職場に出ている人は、別な空気も吸えますが、アパートの一角にこもっていると、なかなか心も晴れないし、悩んでしまうということもあるのではないかと思います。

幼稚園は、親を巻き込んでいける可能性もあると思います。中教審の幼稚園教育専門部会では、そこを何とかうまくできないのかという議論もあります。家庭の教育力の再生ということが言われていますが、その契機になるような取り組み、そういうことも必要だと思えます。

預かり保育のあり方 本来は地域で過ごす時間

預かり保育に関しては、幼稚園教育要領でも規定されていますが、法

律に根拠となる規定が置かれたことであって、さらに内容を充実する方向で考えています。充実といっても、長時間行なうという面では、幼児の自身の負担に配慮すべきであるとか、本来であれば子どもが家庭あるいは地域に戻っていた時間なので、そういう生活であることを意識しながら考えるべきではないかと思えます。

教育課程との関係をどう考えていくか、預けっぱなしみたいにならないように、どのように保護者に意識を持たせるかという議論も行なわれています。

さらに、以上述べた議論以外にも特別支援の関係については、幼稚園から小中学校の障害を持つ子どもをどのように支援していくかということも論点としてございます。

認定こども園 改善点は今後検討

認定こども園の現在の認定件数は、八月一日現在で百五件。幼保連携型が四十九、幼稚園型が三十七、保育所型が十三、地方裁量型が六で

す。都道府県へのアンケートの結果、平成十九年度中に申請を考えているものが五百四十二、平成二十年以降の申請見込みが一千四百六十、合計すると二千を超える申請が考えられているようです。しかし、県によってかなり差があり、我われとしてもそれなりの支援を考えていくべきであると思っています。

例えば施設整備の予算については、国の助成制度だけでなく、調理室の施設整備などに助成金を出すという取り組みをされている都道府県等もあります。運営費については、特に保育所の待機児童がいるところは、認可外保育施設へ助成をしている自治体もあり、幼稚園型の認定こども園に対しても助成を行なっているところもございます。現在の仕組みの中では、調理室等を増築するための施設整備費、キッチン等の設備費は入らないのですが、そこを補助対象にできないのかということも考えています。

財産処分が必要になる場合があります。幼保連携型でもそうですが、幼稚園として施設整備を受けたものが、幼保連携認可を受けるとなる

と、部分的に保育所に変わる必要があります。そのときの財産処分の手続を簡素化できないのかということも考えています。また、地方独自で助成を行なっている地方公共団体もあるようです。そのあたりについては、総務省とも交付税の議論をさせていただきたいと思っています。今後、施設を見学させていただきなからお話をうかがって、改善すべき点、努力すべき点を検討したいと考えております。

幼児教育の無償化 さまざまな会議で議論

現在、幼児教育の無償化についてどういう提言があるのかということ、教育再生会議の第二次報告では、「国、地方公共団体は、幼児教育の将来の無償化について、歳入改革とあわせて財源、制度等の問題を総合的に検討しつつ」とされています。これは基本的に昨年の骨太の方針二〇〇六と同じ内容ですが、第三次報告に向けて議論が行なわれる可能性があると思います。

また、財政制度等審議会というの

があります。幼児教育については、「幼児教育の無償化については、当審議会で指摘しているとおり、これを教育政策論として考えるのであれば、義務教育の無償の原則の下、まずは幼児教育の義務化について検討を得る必要がある。こうした結論に至らない場合には、少子化対策として、幼児教育の負担軽減がどれだけ有効かという観点から検討を行う必要がある。この際、少子化対策としての有効性についてはデータに基づいた議論を行うべきであり、また、少子化対策として幼児教育の負担軽減がどのようなケースにおいて特に求められるのか等につき、具体的な検討を行う必要がある」と提言しています。

教育政策だったら義務化ではないかという提言は、本当にそうなのかという気がします。諸外国の状況などを見ても、必ずしもそういうことにはなっていないません。また、「少子化対策としてやるのであれば、その有効性をしっかり議論すべき」と書いてあります。確かにそれはそうだろうと思いますが、少子化対策では、この施策をやると出生率がどれ

ぐらい上がるのかという明確なデータは多分ないのではないかと思います。幼児教育だけでなく、少子化対策については複合的な要因が多く、簡単な議論ではないと思います。

そういった議論もありましたが、結局、今年の骨太の方針二〇〇七では二カ所に無償化の記述が行なわれました。教育再生の部分にもありますし、去年と同じような部分にもありますが、内容的にはほぼ同じです。この基本方針を議論するにあたっては、並行して自民党の幼児教育小委員会でも無償化の議論が引き続き行なわれています。この春には学識経験者のヒアリングが行なわれたところで、この秋からまた幼児教育小委員会で議論され、関係団体のヒアリングも行ないながら議論を深めていくのではないかと期待しています。また文科省でも、学識経験者や



地方公共団体の行政担当者をお呼びして勉強を重ねています。

無償化の問題で一番大きな問題は、やはり財源の問題です。骨太の方針で「歳入改革にあわせて財源、制度等の問題を総合的に検討しつつ、当面、就学前教育についての保護者負担の軽減策を充実するなど、幼児教育の振興を図る」となっています。現在の幼稚園、保育所を通じて保護者の負担総額は、七千八百億円であり、それだけの保護者負担の軽減になると非常にお金がかかる。そこで歳入改革にあわせてとなるわけで、その財源の確保が大きな問題だと思っています。

諸外国では すでに無償化を実施

諸外国ではどのような状況になっているのかというと、イギリスが近年、就学前教育の無償化に取り組んだことは有名ですが、一日二・五時間、週五日、年三十八週を無償化し、まず四歳児から開始して、三歳児におりてきています。フランスはもとともと無償で、アメリカは五歳児

がほぼ無償になっています。州によって異なりますが、一部の州では義務化もされているようです。しかし義務教育化されている国はそう多くはないと思います。韓国も幼稚園と保育所、それぞれについて五歳児を無償化する法律を作っています。ただ、「大統領令の定めるところにより無償化する」とされていて、実際は低所得者から無償化して、まだ完全に無償化になってはいないようです。

このように、諸外国を見てみると、確かに無償化に取り組んでいるわけです。イギリスや韓国が最近取り組んだ国として挙げられています。フランスやアメリカはもとともと取り組んでいますし、ドイツも州によって最近無償化しているところがあるようです。

また、就学前教育の私費負担と公費負担の割合を見ると、OECDの平均では概ね就学前教育の八割ぐらいは公費負担していますが、日本は半々ぐらいです。ドイツは一部の州しか無償化していないといって、七対三ぐらいの割合で、OECD全体の中でも、やはり日本は私費負担が高い国だと思っています。

講演「私立幼稚園を取り巻く現状と課題」



田河慶太 文部省幼児教育課長

藤本明弘 全日私幼連政策委員長

対談概要

振興計画と次世代法 各地域での働きかけが大切

藤本 私立幼稚園窓口の開設状況と市町村における幼児教育振興計画の進捗状況を示してほしいという質問をいただきました。

田河 平成十八年のデータでは、公立・私立ともに教育委員会に窓口を設置しているのが約六割、私立は、市町村長部局が約二割、未回答等が

二割。幼児教育の振興計画を作っているところは残念ながら少なく、幼稚園を置いているところで作っているのが約三割弱。置いていないところ、幼稚園を未設置でも作っているところは約一割です。

藤本 幼児教育アクションプログラムについては、今後、地方ごとに取り組んでいくということでしょうか。

田河 国のレベルでは、教育振興基本計画の策定がありますが、教育基本法には地方公共団体も同じような計画という規定があります。教育全体でもそういう動きがあり、福祉の分野でも、次世代育成支援法とそれに基づく計画の見直しを進めている市町村があります。そういうところからあるわけで、そこをどう使っていくのか。各地域の皆様方の働きかけも大事だと思います。

藤本 福島県田村市の幼児教育の無償化をモデルとして、無償化を推進してほしいというご意見をいただきました。

ました。

田河 こういう取り組みは、先進的な取り組みとして非常にありがたいと思います。自治体などで計画をつくる際の一つのヒントになるでしょう。さまざまな自治体を取り組んでいますので、こういう保護者負担の軽減を各市町村でやっていただけると大変心強いと思います。

藤本 教育振興基本計画と幼児教育振興アクションプログラムの関係はどのようにお考えですか。

田河 教育振興基本計画は教育のすべてを議論の対象にしていますが、アクションプログラムは、幼児教育を専門にしていますので、範囲が違います。教育振興基本計画は国会にも報告しますので、非常に重要と言えると思います。アクションプログラムの内容が振興基本計画に引き継がれていくことを期待しています。

藤本 幼稚園と保育所の共有化、あるいは幼保一元化についての質問をいただきました。

田河 どういう姿を一元化とイメージされるのか。これは人によってイメージが違うと思います。財政制度の違いに着目して、その格差をなく

新刊!

幼児期から
児童期への教育

国立教育政策研究所
教育課程研究センター/編
A5判 定価 本体800円(税別)

幼稚園及び保育所と小学校との連携を深めるために、国立教育政策研究所が研究を進め、具体的な実践事例を中心にわかりやすくまとめた指導資料集。

新刊!

幼稚園における
道徳性の芽生えを
培うための事例集

文部科学省/編
A5判 定価 本体130円(税別)

乳幼児期における道徳性の発達について、配慮することの基本的な考え方や指導計画作成の手がかり、幼児の姿と教師の関わりなどについて述べた書。

新刊!

幼児期から
児童期への教育

国立教育政策研究所
教育課程研究センター/編
A5判 定価 本体800円(税別)

幼稚園及び保育所と小学校との連携を深めるために、国立教育政策研究所が研究を進め、具体的な実践事例を中心にわかりやすくまとめた指導資料集。

新刊!

幼稚園における
道徳性の芽生えを
培うための事例集

文部科学省/編
A5判 定価 本体130円(税別)

乳幼児期における道徳性の発達について、配慮することの基本的な考え方や指導計画作成の手がかり、幼児の姿と教師の関わりなどについて述べた書。



ひかりのくに株式会社

本社/〒543-0001 大阪市天王寺区上本町3-2 TEL.06-6768-1151代表
支社/〒175-0082 東京都板橋区高島平6-1-1 TEL.03-3979-3111代表

してほしいという意味での一元化とお考えの方もおられますし、そうではなく、利用者の側から見た一元化というお考えの方もおられます。認定こども園については、一元化というよりも、むしろ多様なニーズに

える選択肢として制度を作ったわけです。幼稚園と保育所の連携を深めていくことは重要だと思いますが、それぞれの歩んできた背景の違いはあると思います。

藤本 認定こども園の申請の際に、地方によるさまざまな締め付けがあると聞きます。

田河 実際に動き出してからどういう問題が生じているのか。財産処分が必要になる場合があるとか、申請書類が大変だということも聞いています。これからお話を聞いてみようと思っています。

無償化と義務化の概念の整理が必要

藤本 幼児教育の無償化についてのお考え、無償化と義務化についての質問をいただきました。

田河 無償化を進めたいと思います

が、非常にお金がかかります。これから幼児教育小委員会等でも議論があるでしょうし、関係団体へのヒアリングもあると思います。そういう中でこれから議論が行なわれると思っています。

幼児教育無償化の流れは義務化と連動することはないのか、聞かれることがあります。財政制度等審議会ではそういう議論もあります。ただ、諸外国の状況を見ると、イギリスは義務教育にしているわけではな

いですが、フランスもそうです。アメリカの一部の州は義務化しているようですが、必ずしも無償化イコール義務化ではないと思っています。

そもそも義務化とは何かという根本論もあります。誰の義務なのか。保育所は義務化されていると言う人もいます。児童福祉法上、市町村の義務があります。保育に欠ける子どもは市町村が保育しなければいけないということ、市町村が公立保育所を設置したり、民間の保育所に委託をしているわけです。保護者の義務ととらえると、公立の小中学校みたいなイメージになるのかもしれない。義務化ということがどうい



概念なのかもよく考える必要もあると思います。諸外国を見ると無償化と義務化は必ずしも同じ議論ではないという印象もあります。

藤本 五歳児を小学校に取込むということについてはいかがですか。

田河 そういうお考えの方もいらっしゃるのかなと思いますが、アンケートなどを見ると、現在の就学年齢などは、国民の間に定着していると思います。世界的には、小学校の就学年齢はさまざまですが、日本のような国もけっこう多いです。どのように幼児の発達を見るのか、例えば、親などおとなとの対一の関係を離れて、集団生活、子どもと子どもの関係を構成できるのはいきたい三歳ぐらいからです。そのあたりがひとつのターニングポイントになって幼稚園教育が始まっていると思います。幼稚園教育の体験の

重視というのは、抽象的な思考がまだ幼児段階では難しく、だんだん抽象的な思考に入っていくということが一つの区切りになっているわけです。早く小学校へ通わせてうまくいくのかなと思います。

幼児教育の重要性を保護者へ説明することが大事

藤本 学校教育法で幼稚園が最初に規定されたことがはっきりと見える予算についてはいかがですか。

田河 全体的な流れは、幼児教育の無償化にしろ、予算にしろ、幼児教育が重要だということが大前提なわけですから、教育基本法に幼児期の教育に関する条文ができて、それを受けて学校教育法も変えて、教育の中身である教育要領を改訂する努力をしています。あとは財政支援も行なってはじめて車の両輪になると考えています。

私どもも、財政当局に主張をしていますが、それが本場に強くなっていくためには、やはり保護者の方に幼児教育の重要性を理解してもらうことも大事かと思っています。保護者に

講演「私立幼稚園を取り巻く現状と課題」

説明してもなかなかご理解いただけ
ないという声もありますが、その一
方で、幼稚園の先生と話してはじ
めてわかったという話も聞きます。幼
稚園教育は見えにくい面もあるわけ
です。丁寧な教育をして、子どもの
自主性を尊重しながらやっています
が、ぱっと見は単にあそばせてい
てみたいに見えてしまう側面もあ
ります。幼稚園教育がどういう意味
を持つのかということが保護者にも
理解されてこそ、予算も獲得でき
るのではないのでしょうか。

藤本 給食費やバス代の消費税免除
をさらに深く検討されるのかという
質問をいただきました。

田河 給食費等の消費税の問題は、
消費税の全体の見直しがどうなるの
かという大きな論点と関係するわけ
です。消費税全体の見直しは、非常
に微妙なお話です。幼稚園の給食費
ということだけではなく、例えば一
般の食料品等はどうするのかという
ように、さまざまな論点が考えら
れ、幼稚園の給食代とかバス代だけ
を先に議論することには難しい面が
あると思います。昨年、運用で対応
したのは、とにかくできる範囲から

やろうという改善だったわけでは
す。幼稚園の先生と話してはじ
めてわかったという話も聞きます。幼
稚園教育は見えにくい面もあるわけ
です。丁寧な教育をして、子どもの
自主性を尊重しながらやっています
が、ぱっと見は単にあそばせてい
てみたいに見えてしまう側面もあ
ります。幼稚園教育がどういう意味
を持つのかということが保護者にも
理解されてこそ、予算も獲得でき
るのではないのでしょうか。

藤本 一千八百あまりの市町村の就
園奨励費の支給内容及び国と市町村
の負担率を示してほしいという質問
をいただきました。

田河 一千八百となると、ちょっと
膨大すぎて何とも言えないのです
が、国の就園奨励費の事業を超えて
かなり積極的に取り組んでいる市町
村が多いというのが実態です。ただ
しその一方で、やっていない市町村
もあって、そのあたりをどのように
するのが課題です。



藤本 少子化によって運営が厳しい
園や非常に小さな規模の園について
はどのようにお考えですか。

田河 資料を見ると、かなり大変だ
なと正直思います。それとともに気
になるのが、こういう幼稚園が倒れ
てしまうと、そこに通っている子ど
もはどうなるのだろうかということ
です。市町村やその地域としてもど
う考えるのか。公立でも同じような
状態になっているところはあります
。全国的には、保育所は待機児
童がいるということですが、保育所
も少なくなっているところがあるの
かもしれません。そうすると、幼稚
園、保育所を通じてどのように考え
ていくのかということが課題になる
と思います。例えば、全体的な統廃
合の中で認定こども園という制度を
市町村で考えていく、そういう可能
性もあると思います。

〔文責〕全日私幼連政策委員会

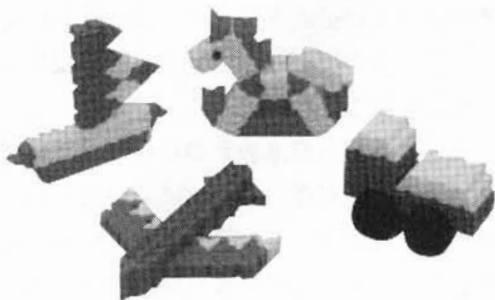
学校評価にかかる省令を通知

文部科学省

十一月八日、文部科学省は、
「学校評価に係る学校教育法施行
規則の一部を改正する省令につ
いて」(通知)を各都道府県教育委
員会等へ発出しました。
通知文及び関連条文等の資料は本
誌二十一～二十四ページに掲載しまし
た。

モルファンブロック

HDF0510 ¥35,700税込 (¥34,000税別)
□サイズ: 収納ケース/幅48×奥行34×高さ35cm
□材質: ポリプロピレン
□内容: 6色7種・計600ピース入り/収納ケース付き
□上下・左右・斜めに自由につなげるブロック!



ジャクエツ
www.jakuetsu.co.jp
本社/0770-22-2200

手先の器用さ・創造力・
問題解決能力を開発します!

東京本社/03-3323-1188

●資料／学校評価に係る学校教育法施行規則等の一部を改正する省令（通知）



19文科初第849号
平成19年11月8日

各都道府県教育委員会
各指定都市教育委員会
各都道府県知事 殿
各指定都市市長
附属学校を置く各国立大学長

文部科学省初等中等教育局長
金 森 越 哉



(印影印刷)

学校評価に係る学校教育法施行規則等の一部を改正する省令について(通知)

このたび、別添のとおり「学校教育法施行規則等の一部を改正する省令(平成19年文部科学省令第34号)」が平成19年10月30日に公布され、「学校教育法等の一部を改正する法律(平成19年法律第96号)」(以下「改正法」という。)の施行の日から施行されることとなりました。

改正法による改正後の学校教育法(昭和22年法律第26号)第42条の規定により、学校は、文部科学大臣の定めるところにより当該学校の教育活動その他の学校運営の状況について評価を行い、その結果に基づき学校運営の改善を図るため必要な措置を講ずることとされています。この省令は、「文部科学大臣が定めるところにより」行われる学校評価について、その実施及び公表等について定めるものです。

この省令の概要及び留意事項は下記のとおりですので、その運用に当たり遺漏のないようお取り計らい願います。

また、各都道府県教育委員会におかれては、域内の市区町村教育委員会及び所管の学校に対して、各都道府県知事におかれては、所轄の学校及び学校法人等に対して、国立大学長におかれては、その管下の学校に対して、この省令の制定及び趣旨について周知を図るとともに、必要な指導等をお願い申し上げます。

1. 規定の概要

(1) 自己評価(第50条)

- ① 小学校は、当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況について、自ら評価を行い、その結果を公表するものとしたこと(第1項)。
- ② 小学校は、自己評価を行うに当たっては、その実情に応じ、適切な項目を設定して行うものとしたこと(第2項)。

(2) 学校関係者評価(第50条の2)

小学校は、自己評価の結果を踏まえた当該小学校の児童の保護者その他の当該小学校の関係者(当該小学校の職員を除く。)による評価(以下「学校関係者評価」という。)を行い、その結果を公表するよう努めるものとしたこと。

(3) 評価結果の設置者への報告(第50条の3)

小学校は、自己評価の結果及び学校関係者評価を行った場合はその結果を、当該小学校の設置者に報告するものとしたこと。

(4) その他(附則等)

- ① この省令は、改正法の施行の日から施行すること。
- ② (1)から(3)までの規定は、幼稚園、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校において準用すること。

2. 留意事項

(1) この省令に基づく学校評価の実施等に着手すべき時期

この省令は、改正法の施行の日、すなわち改正法の公布の日(平成19年6月27日)から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとされている。現時点で、改正法の施行期日を定める政令は制定されていないが、各学校及び設置者においては、速やかにこの省令に基づく学校評価の実施及び公表等に向けた取組に着手するとともに、遅くとも平成20年度末までには自己評価の実施及び公表等を行うことが求められること。

(2) 自己評価の実施

自己評価を実施し、その結果をとりまとめるに当たっては、評価結果及びその分析に加えて、それらを踏まえた今後の改善方策について併せて検討することが適当であ

ること。

(3) 自己評価の結果の公表

- ① 自己評価の結果の公表内容については、評価結果及びその分析に加えて、それらを踏まえた今後の改善方策について併せて公表することが適当であること。
- ② 自己評価の結果の公表方法については、当該学校の幼児児童生徒の保護者に対して広く伝えることができる方法により行うことが求められること。その方法として、例えば、学校便りに掲載する、PTA総会等の機会に保護者に対する説明を実施する等が考えられること。
- ③ さらに、保護者のみならず広く地域住民等に伝えることができる方法により行うことが適当であること。その方法として、例えば、学校のホームページに掲載する、地域住民等が閲覧可能な場所に掲示する等が考えられること。

(4) 学校関係者評価の実施

- ① 各学校においては、この省令に基づく学校関係者評価の実施及び公表に取り組むことが求められること。また、教育委員会等の学校の設置者においては、今後すべての学校において学校関係者評価の実施及び公表に向けた取組が進められるよう十分な指導等が求められること。
- ② 学校関係者評価は、自己評価の結果を踏まえて行うこととされていることから、自己評価の結果について学校関係者評価において評価することが求められること。
- ③ 学校関係者評価の評価者については、
 - (ア) 評価者に当該学校の幼児児童生徒の保護者を含めることが適当であること。
 - (イ) 「学校の関係者」である評価者としては、(ア)のほかに、当該学校の教職員を除き、当該学校の運営やその幼児児童生徒の育成にかかわりがある者など、当該学校と直接の関係のある者とするのが適当であること。
 - (ウ) (ア)及び(イ)に掲げた者のほか、必要に応じて、大学教員等の当該学校と直接の関係を有しない有識者を加えることも考えられること。
- ④ 学校関係者評価を実施するに当たっては、例えば以下の取組を行うことにより、評価者による主体的な評価活動を促すことが求められること。
 - (ア) 学校関係者評価を行うための体制を整備するため、委員会等を組織すること。
 - (イ) 学校関係者評価を実施するに当たり、その評価活動の一環として、評価者による授業など教育活動等の観察や校長など教職員との意見交換を行うこと。
- ⑤ 保護者等を対象とするアンケートの実施のみをもって学校関係者評価を実施したとみなすことは適当ではないこと。
- ⑥ 学校関係者評価を実施し、その結果をとりまとめるに当たっては、評価結果及びその分析に加えて、学校においてそれらを踏まえた今後の改善方策について併せて検討することが適当であること。

(5) 学校関係者評価の結果の公表

学校関係者評価の結果の公表についても、上記「(3)自己評価の結果の公表」の①から③までの例により行うこと。

(6) 学校評価の結果の学校の設置者への報告

- ① 自己評価及び学校関係者評価の結果の当該学校の設置者への報告は、報告書としてとりまとめたものを学校の設置者に提出する方法により行うことが適当であること。
- ② 自己評価及び学校関係者評価の結果については、必ずしも別の報告書としてとりまとめる必要はないものであり、双方の結果を一つの報告書としてとりまとめることが考えられること。
- ③ 報告書には、学校評価の結果に加えて、それらを踏まえた今後の改善方策について併せて記載することが適当であること。

(7) 教育委員会規則等の改正

学校を設置する教育委員会においては、本件通知を参考にして教育委員会規則等を改正し、設置する学校における学校評価の実施及び公表並びに評価の結果の設置者への報告に関する規定を置くことが望まれること。

(8) 学校評価ガイドラインの改訂

文部科学省では、改正法及びこの省令を踏まえて、平成18年3月27日に策定した「義務教育諸学校における学校評価ガイドライン」を改訂し、自己評価及び学校関係者評価の実施及び公表並びに評価の結果の設置者への報告について、その目安となる例を示す予定であること。

幼稚園及び高等学校についても、今後、ガイドラインを策定する予定であること。

(9) 改正法を踏まえた学校教育法施行規則の改正

「学校教育法等の一部を改正する法律について」(平成19年7月31日付け19文科初第536号文部科学事務次官通知)中「第6 関係法令の整備について」の「1」に示すように、改正法を踏まえ、その施行までの間に、この省令とは別に学校教育法施行規則の一部改正が予定されていることから、この省令に規定する学校評価に係る条の条文番号の改正が予定されていること。

本件担当：

文部科学省初等中等教育局

学校評価室(内線3705)

電話：03(5253)4111(代表)

○改正学校教育法(平成19年6月)の条文

(学校評価・情報提供関係)

第42条 小学校は、文部科学大臣の定めるところにより当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況について評価を行い、その結果に基づき学校運営の改善を図るため必要な措置を講ずることにより、その教育水準の向上に努めなければならない。

第43条 小学校は、当該小学校に関する保護者及び地域住民その他の関係者の理解を深めるとともに、これらの者との連携及び協力の推進に資するため、当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を積極的に提供するものとする。

※これらの規定は、幼稚園(第28条)、中学校(第49条)、高等学校(第62条)、中等教育学校(第70条)、特別支援学校(第82条)、専修学校(第133条)及び各種学校(第134条第2項)に、それぞれ準用する。

**園の安全を
考える!**



園生活編



労務編

園経営で予想されるあらゆるリスクに対応し、お答えします

こんなときどうする?

子どもたちが安全で幸せな園生活をおくるための危機管理ブック



資料CD-ROM付
(for Windows)

弁護士解説付き



わかりやすい内容!



セット定価: 13,650円(本体13,000円) ケース入り 16-11223
 セット内容: 〈園生活編〉B5判 328ページ/〈労務編〉B5判 92ページ
 〈資料CD-ROM〉for Windows

◎お申し込みは貴園にお伺いしています小社特約代理店
 もしくは学研幼児教育事業部 03-3726-8711まで



●文部科学省だより

中央教育審議会初等中等教育分科会教育課程部会では、現在、幼稚園教育要領及び学習指導要領の改訂に向けて審議を行っています。平成19年11月7日に、これまでの審議を「教育課程部会におけるこれまでの審議のまとめ」としてとりまとめられました。幼稚園関係箇所は以下のとおりです。

(幼児教育課)

教育課程部会におけるこれまでの審議のまとめ (幼稚園関係箇所抜粋)

(1) 幼稚園

(i) 改善の基本方針

- 幼稚園教育^{*1}については、その課題^{*2}を踏まえ、近年の子どもの育ちの変化や社会の変化に対応し、発達や学びの連続性及び幼稚園での生活と家庭などでの生活の連続性を確保し、計画的に環境を構成することを通じて、幼児の健やかな成長を促す。
- 子育ての支援と預かり保育については、その活動の内容や意義を明確化する。また、預かり保育については、幼稚園における教育活動として適切な活動となるようにする。

(ii) 改善の具体的事項

(発達や学びの連続性を踏まえた幼稚園教育の充実)

a) 幼稚園教育と小学校教育との円滑な接続

- 幼稚園教育は、幼児の健やかな成長のために適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的として、幼児期の特性を踏まえ、環境を通して行うものである。この幼稚園教育の基本に基づ

*1 幼児期の教育は生涯にわたる人格形成の基礎を培う上で重要なものであり、幼稚園教育は、計画的に環境を構成し、遊びを中心とした生活を通して体験を重ね、一人一人に応じた総合的な指導を行うものである。また、幼稚園教育については、幼稚園教育要領でその内容等が規定されており、幼稚園修了までに幼児に育つことが期待される心情、意欲、態度などを「ねらい」として示し、その「ねらい」を達成するために幼児が経験し、教師が指導する事項を「内容」として示している。この「ねらい」と「内容」は、幼児の発達の側面から「健康」「人間関係」「環境」「言葉」「表現」の5領域にまとめ、15の「ねらい」と50の「内容」で示している。

幼稚園と保育所の関係については、これまでも幼稚園教育要領と保育所保育指針の作成に当たり教育内容の整合性を図ってきており、また、平成18年度には認定こども園制度が創設された。今後も、引き続き、幼稚園と保育所との連携を進めていく必要がある。

*2 幼稚園教育については、

- ・ 近年子どもの育ちが変化しており、基本的な生活習慣の欠如、食生活の乱れ、自制心や規範意識の希薄化、運動能力の低下、コミュニケーション能力の不足、小学校生活にうまく適応できないなどの課題が指摘されている。
- ・ また、社会状況の変化による家庭や地域の教育力の低下の中、保護者の子育てに対する不安を解消し、親がその喜びを感じることができるよう、幼稚園の機能を生かした子どものよりよい育ちを実現する子育ての支援が求められている。また、いわゆる預かり保育を実施する幼稚園が増加しており、幼稚園の教育活動としての適切な実施が求められている。

いて展開される幼稚園生活により、義務教育及びその後の教育の基礎が培われることを明確にする。

- 小学校での学習や生活への適応の課題を含め、小学校教育との円滑な接続を図り、幼稚園における教育の成果が小学校につながっていくことが大切であることから、教師が意見交換などを通じて幼児と児童の実態や指導の在り方について相互理解を深めたり、幼児と児童が交流するなど、小学校との連携や交流を図る。
- 集団生活の中で自発性や主体性等を育てるとともに、人間関係の深まりに沿って、幼児同士が共通の目的を生み出し、協力し、工夫して実現していくという協同する経験を重ねる。
- 集団生活を通して、幼児が人とのかかわりを深め、規範意識の芽生えを培うことが大切である。このため、幼児と教師の信頼関係を基盤に、自分の思いを主張し合い、受け入れられたり、受け入れられなかったりする体験を重ねながら、友達と共に生活するためには、きまりが必要であることに気付くようにする。

b) 体験と言葉の重視など子どもや社会の変化に対応した幼稚園教育の充実

- 教師や他の幼児と共に様々な出来事に出会ったり、活動したりして、多様な体験を重ねる中で、幼児の調和のとれた発達を援助していくようにする。その際、幼児の心が動かされる体験が次の活動を生み出すことを考慮し、ひとつひとつの体験の関連性を図るようにする。
- 幼児が、心動かされる体験をして、その感動や思い、考えを言葉に表し、そのことが教師や友達などに伝わる喜びを味わうとともに、相手の話を聞き、その内容を理解し、言葉による伝え合いができるようにする。
- 幼児が友達と共に遊ぶ中で、好奇心や探究心を育て、思考力の芽生えを培うことが大切であることを考慮し、幼児一人一人の興味や関心を生かしつつ、友達と共に試したり、工夫したりして、周囲の環境に対する新たな視点に気付いたり、新しい考えが生まれたりするようにする。
- いろいろな遊びの中で十分に体を動かし、その楽しさを感じることや友達と楽しく食事をするなどの食に関する活動を通して、幼児の心身の健やかな成長を増進する。
- 幼稚園での生活の中で、音楽、身体による表現、造形等に親しむことを通じて、豊かな感性と自分なりの表現を培うことが大切であることから、表現する過程など、表現に関する指導を充実する。
- 日々の活動の中で、教師や友達に自分の言動を認められたりしながら、自分のよさに気付くことで、一人一人の幼児が自信をもって行動できるようにする。

(幼稚園での生活と家庭などでの生活の連続性を踏まえた幼稚園教育の充実)

- 幼稚園での生活の中で、幼児が自己を十分に発揮し発達に必要な体験を得ていくためには、心のよ

りどころとしての家族とのつながりが大切であることから、自分が家族から愛されていることを感じられるようにするとともに、その愛情を感じることによって、家族を大切にしようとする気持ちが育つようにする。

- 教師は家庭と連携しながら、個々の幼児の発達の実情等に配慮して、基本的な生活習慣が身に付けられるようにする。
- 保護者との信頼関係を深め、保護者と共に幼児の成長の喜びを共有し、幼児が充実した幼稚園生活を送るためには、保護者の理解と協力が大切であることから、家庭との連携に当たっては、保護者と幼児との活動の機会を設けるなどして、幼児教育に関する理解がより深まるようにする。

(子育ての支援と預かり保育の充実)

- 平成19年6月の学校教育法の一部改正により、子育ての支援及び地域の実態や保護者の要請等により希望者に対し行う教育活動である預かり保育が位置付けられたことを踏まえ、幼稚園教育要領における位置付けを見直す。
- 保護者の子育てについての理解を深め、家庭や地域の教育力の向上を図る観点から、子育ての支援については、相談に応じたり、情報を提供したり、保護者との登園を受け入れたり、保護者同士の交流の機会を提供するなど、保護者や地域の人々に機能や施設を開放するとともに、園内体制の整備に配慮しつつ、関係機関との連携を図り、地域の幼児教育のセンターとしての役割を果たすよう努めることなどについて、教育課程その他の保育内容に関連する事項として位置付けるものとする。
- 預かり保育については、幼児の心身の負担に配慮することが必要である。その上で、次の点に留意するようにする。
 - ・ 教育課程に基づく活動を考慮し、幼児期にふさわしい無理のないものとし、教育課程に係る活動の担当者や預かり保育担当者が緊密な連携を図ること
 - ・ 家庭や地域での幼児の生活を考慮し、預かり保育の計画を作成するとともに、地域資源を活用した体験ができるようにすること
 - ・ 家庭との緊密な連携を図り、保護者が幼稚園と共に幼児を育てるという意識が高まるよう、情報交換に努めること
 - ・ 地域の実態や保護者の事情とともに幼児の生活のリズムを踏まえつつ、実施日数や時間等の弾力的な運用に配慮すること
 - ・ 適切な指導体制を整備した上で、幼稚園の教師の責任と指導の下に行うこと
なお、地域の実態等に応じて、長期休業中などの休業日においても活動が行われる場合もあることに留意する。

(その他)

- 学校教育法における幼稚園の目標規定の改正を踏まえ、幼稚園教育要領における幼稚園教育の目標の規定の必要性を見直す。

中央教育審議会におけるこれまでの審議のまとめの概要 (幼稚園関係) 平成19年11月7日

幼児期に思いきり遊ぶことで、その後の学びが豊かになるといわれており、幼稚園では、遊びを通じた教育を行っています。
このことは新しい幼稚園教育要領に引き継がれます。

教育課程は
どこが変わるの？

【発達や学びの連続性を踏まえた幼稚園教育の充実】

— 幼小の円滑な接続 —

- 幼児期の特性を踏まえた幼稚園教育の基本に基づく幼稚園生活により、義務教育及びその後の教育の基礎が培われることの明確化
- 幼稚園と小学校の教師が幼児と児童の実態や指導の在り方について相互理解を深めること、幼児と児童の交流を図ること
- 協同する経験を重ねること
(幼児同士が共通の目的を生み出し、協力し、工夫して実現していく)
- 規範意識の芽生えを培うこと (体験を重ねながらきまりの必要性に気づく)

— 子どもや社会の変化への対応 —

- 多様な体験を重ねる中で、それら一つ一つの体験の関連性を図ること
- 言葉による伝え合いができるようにすること
- 友達とともに遊ぶ中で、好奇心や探究心を育て、思考力の芽生えを培うこと
- 体を動かすこと、食に関する活動を充実すること
- 表現に関する指導を充実すること
- 自信をもって行動できるようにすること

【幼稚園生活と家庭生活の連続性を踏まえた幼稚園教育の充実】

- 心のよりどころとしての家族を大切にしようとする気持ちが育つようにすること
- 家庭と連携しながら、基本的な生活習慣が身につけられるようにすること
- 家庭との連携に当たっては、保護者の幼児期の教育に関する理解がより深まるようにすること

教育課程以外にも
何か変わるの？

【子育ての支援と預かり保育の充実】

- 子育ての支援については、相談、情報提供、保護者との登園の受け入れ、保護者同士の交流の機会の提供など、地域の幼児教育のセンターとしての役割を果たすよう努めること
- 預かり保育については、幼児の心身の負担に配慮すること。その上で次の点に留意すること
 - ・ 教育課程の活動を考慮し、幼児にふさわしい無理のないものとする。教育課程の担当者との緊密な連携を図ること
 - ・ 家庭や地域での生活を考慮し、預かり保育の計画を作成すること
 - ・ 家庭との緊密な連携を図り、保護者の意識を高めること
 - ・ 地域や保護者の事情とともに幼児の生活のリズムを踏まえること
 - ・ 適切な指導体制を整備し、教師の責任と指導の下に行うこと

● 幼保一元化の先進例／ベトナム

マニユアルに沿った保育を实践 三歳以上と三歳未満が大きい区切り

箕浦 康子 お茶の水女子大学名誉教授



ベトナム

日本では、幼稚園と保育所は所轄官庁が違いますが、ベトナムでは教育訓練省幼児教育局の下に幼保が一元化されています。一九八七年に行政機構のスリム化の一環として保健省母子保護委員会と教育省、職業訓練省などが一体化して教育訓練省が設置され、零歳児から小学校入学までの子どものケアと教育を担うことになり、保育園と幼稚園を統合したチュンナムノン（幼い子の学校の意）と呼ばれる施設がつけられることになりました。



グローバル・ビュー
海外の幼児教育

歴史的には、北ベトナムの幼児教育はベトナム社会主義共和国の成立

史と深く結びついています。第二次世界大戦中、日本軍はベトナムに駐留していましたが、敗戦時の権力の空白をついてホーチミンに率いられたベトナム革命政権が一九四五年に樹立されました。革命政権は女性の生産活動・社会活動への参加を可能にするために幼児のケアを政策課題とし、ホーチミン思想具現化の一環として〇〜三歳児を対象にした託児所を各集落につくり、専任の保育が子どもの世話をする制度をつくりました。費用全額を合作社が負担し、合作社の集団営農に親が従事している間子どもを預かっていました。これがベトナムにおける保育所の始まりで、今でもホーチミンは、ベトナム幼児教育の父といわれています。私の見聞したかぎりでは二〇〇〇年代のベトナムの幼児学校の特徴をあげてみましょう。まず、朝が早く六時半から七時半に登園し、朝食を園

で食べるところが多いことです。第二の特徴は、幼児教育局が作成した分厚いマニユアルが各年齢で揃えるべき遊具や教材、カリキュラムを決め、それにそった保育をすることが求められ、保育者には創意工夫をする自由がありません。保育者が子どもと関わり、遊びの中で発達を促していくという考えも希薄で、子どもが遊んでいる間に次の活動の準備をしていることが多く、子どもをよくみて保育をする態度に



▲Yenbai省の少数民族の子どもの多い幼児学校（幼保が一元化）での給食時の様子

乏しい印象です。子ども中心保育という言葉は知られてはいますが、日々の保育の中でそれをどう実践していくかは課題のようでした。第三の特徴は、三歳児以上になると教科学習の考えが入ってきて、時間割にも、文学、数字（数字に慣れる、算数の一歩手前）、体育といった時間が出てきます。年長組のプログラムは、制度的に小学校への準備教育と位置づけられ、親も小学校へのスムーズな就学には幼児学校に一年間入れることを必要と考えていました。第四の特徴は、都会の保育所では子どもの数が七百人を超え、保育士四十人、台所・事務関係スタッフ二十人と規模が大きいことでした。幼保は一元化されているとはいえず、三歳未満と三〜六歳未満の担当者は専門分化し、年齢の高い子どもは上層階、低年齢のクラスは一階といった棲み分けがみられました。第五の特徴は、祖父母が子どもの面倒をみてくれるので幼児学校にはいかせないという親が多く、一般的には、幼児学校を託児所がわりとみている親が多いことでした。

（協力）文部科学省大臣官房国際課

富山県からのおたより

三つの団体の合併統合



県花・チューリップ

富山県は東海・北陸地区会に所属し、園数五十八園、設置者数は約四十法人の小さな県です。これだけ小さな県の中で、富山県私立幼稚園協会、(社)富山県私立幼稚園振興会、(社)富山県私立幼稚園退職金社団と三団体があります。

富山県私立幼稚園協会は、総務・振興・研究の三委員会でご々の内容に沿った活動を年間通じて行なっています。

(社)富山県私立幼稚園振興会は、私立幼稚園の振興活動として、教職員表彰・保護者一般向けの講演会活動等を行なっています。

(社)富山県私立幼稚園退職金社団は、出資金の運営管理および教職員の退職金の支払業務を行なっています。小さな県でありながら、この三つの団体があり、役員もほとんど同じ方が兼務していて戸惑うことも多々あります。

東海・北陸地区内に、パワーアップ研修会という若手後継者の勉強会があります。その中で各県の話を聞いていると、組織のあり方・活動内容等、どの県もすごく活発な活動をしておられます。その内容に刺激を受けながら、めまぐるしく移行行く幼稚園の環境に富山県としても、もっと調査研究勉強をしていなければならないと思っています。

そこで、今回の公益法人制度改革にもとまない、三つある団体を整理・統合し、活動しやすい組織とすればどうかとの意見があり、現在検討し模索中です。

これからの富山として、次代に即した私立幼稚園を考えていく上にも、一致団結して活発な活動を行なっていくかなければならないと考えています。

(富山県私立幼稚園協会総務委員
会、高岡市・こばと幼稚園／畠山道)

本連盟が発行する「大阪府私立幼稚園ガイドブック」(無料)は、平成二十年度入園版で創刊五周年を迎えました。創刊当時、私幼のガイドブックといえは一部の幼稚園のみが掲載された受験目的のものが発売されていた程度でした。また、創刊前に、情報公開条例によって収集された府内某市の私幼情報をもとに、私幼批判のホームページが作成公開されたこともありました。

そこで本連盟は、私幼の公益性・透明性を高めるために、私幼の情報は、私幼自らが府民に提供すべきだと判断し、府内の私幼情報を一挙に公開する公式ガイドブックを創刊する運びとなりました。内容は、私幼の特徴や用語の紹介、府や市町村の補助金制度、私立幼稚園Q&A、そして各園の紹介となっています。

成、保育時間・預かり保育・休業日・昼食方法・通園方法・子育て支援、募集人数と納付金等経費などで構成されています。最新版ではQRコードも添付できるように、紙媒体から直接各園の携帯サイトへのアクセスも可能となりました。

府内四百三十三園のこれらの情報すべてを一冊に収められることはできませんので、大阪市内、北部、東部、南部の四エリアに分けて合計五万部を作成し、希望する府民が手軽に入手できるように、市町村の関係窓口や、府民情報プラザ、大阪市内図書館、一部スーパーにまとめて配布、また、小児関連医院にも閲覧用として設置してもらっています。中でも市町村窓口分は、配本、即品切れ状態のところも多く、追加注文を頂戴するほど好評を博しています。

(大阪府私立幼稚園連盟広報委員長、
豊中市・神童幼稚園／北川定行)



府の花・サクラジョウ

五年目を迎えた幼稚園ガイドブック

大阪府からのおたより

第二弾・子育て支援ポスターを作成

（財）全日本私立幼稚園幼児教育研究機構では、「家庭・地域における教育力の向上支援事業（家庭・地域の教育力向上キャンペーン）」を展開してまいります。

キャンペーンの一環として私幼時報十二月号と一緒に、第二弾の「子育て支援ポスター」二部をお届けいたしました。幼稚園の玄関先に掲示

していただいたり、園医さんの医院にお願ひして掲示していただいたり、町内会の掲示板などに掲示していただくなど、有効にご活用いただければ幸いです。なお、キャンペーンの趣旨やポスター作成の趣旨などにつきましては、本誌十三ページに掲載しておりますので、どうぞご一読ください。（調査広報委員会）

編集

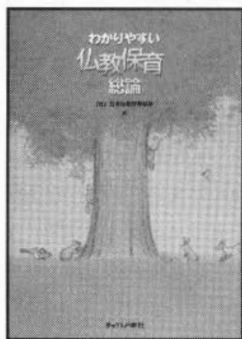
後記

幼稚園での大きな行事に彩られた二期もそろそろ終わろうとしています。

この時期は忙しさの中にも一段と成長した子どもたちの姿が見られてうれいものです。十一月は全日私幼連としても大きな行事がありました。その一つは愛知県名古屋で行なわれた第二十三回設置者・園長全国研修大会でした。全国から五百人を超す参加者があり、熱気あふれ、充実した研修会でした◆もう一つは第二十二回PTA全国大会です。現職関係をはじめ大勢の国会議

員の先生方にもご列席いただき、幼児教育や家庭教育の大切さ、私立幼稚園の振興に力強い支援を約束されました。第二部は私幼時報「こども学」で連載をお願いしている茂木健一郎先生の講演でした。参加者の大部分は園児の母親たちですが、歯切れの良い口調とすばらしい内容に感銘を受けたようでした◆本紙とPTA Aしんぶんの十一月号でもとりあげた群馬県の幼稚園児「きょうすけくんを救う会」への支援の輪が広がっています。少しでも多くの皆様のご協力をお願いします。

（調査広報副委員長・野澤達也）



新刊 わかりやすい 仏教保育総論

- （社）日本仏教保育協会 編
- 定価1,890円
（本体1,800円+税5%）
- B5判 160頁

発行・発売 チャイルド本社

日本仏教保育協会の編集による仏教保育の新しいテキスト。仏教保育の基本理念や仏教行事・教材の解説、保育者のこころがまえまで、幼稚園・保育園で必要となる知識や技術をコンパクトにまとめました。日常の保育に関するQ&Aも収録。仏教園に、必携の1冊です。

たくさんの夢と感動が生まれる保育絵本

子どもたちの発達や保育のねらいに合わせてお選びください。

総合絵本

- キンダーブックじゅにあ 定価350円（税込）
- キンダーブック1 定価350円（税込）
- キンダーブック2 定価400円（税込）
- キンダーブック3 定価410円（税込）
- がくしゅうおおぞら 定価420円（税込）

おはなし絵本

- ころころえほん 定価350円（税込）
- キンダーメルヘン 定価350円（税込）
- キンダーおはなしえほん 定価350円（税込）

科学絵本

- しぜんーキンダーブック 定価460円（税込）
- 保育ナビブック
- Nocco 定価800円（税込）

フレーベル館

〒113-8611 東京都文京区本駒込6-14-9

http://www.froebel-kan.co.jp

TEL:(03)5395-6608

FAX:(03)5395-6626